

## ○道路交通法

### (免許の条件)

第九十一条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に及び、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

### (罰則 第一百九条第一項第十五号)

### (免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項（次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。）を記載するものとする。

- 一 免許証の番号
  - 二 免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日
  - 三 免許の種類
  - 四 免許を受けた者の本籍、住所、氏名及び生年月日
  - 五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者（第一百条第三項及び第一百条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。）である場合にあつては、その旨
- 2 公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、免許証の様式、免許証に表示すべきものその他免許証について必要な事項は、内閣府令で定める。

### (免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することができる。

### (免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 免許を受けた者は、第九十三条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければならない。

- 2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。
- 3 第一項の規定による届出の手續及び前項に規定する免許証の再交付の申請の手續は、内閣府令で定める。

### (罰則 第一項については第二百二十一条第一項第九号)

### (申請による取消し)

第二百四条の四 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第七条第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

- 4 前項の規定により与えられる免許は、第二項の規定により取り消された免許を受けた日に受けたものとみなす。
- 5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、当該取消しを行つた公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。
- 6 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の取消しについて必要な事項は、内閣府令で定める。

## ○道路交通法施行規則

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

二 免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。

三 免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。

四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2 法第九十四条第二項に規定する免許証の再交付の申請は、別記様式第十七の再交付申請書を提出して行うものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真(都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類)を添付しなければならない。

一 当該申請に係る免許証(当該免許証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)

二 法第九十四条第二項の規定により住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に仮免許に係る免許証の再交付の申請を行おうとする場合にあっては、現に法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けている者であることを証明する書類

三 申請用写真

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会)に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等)

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

一 運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき。

二 前条第一項の規定による届出をしたとき。

三 運転経歴証明書の備考欄に前条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。

四 運転経歴証明書に表示されている写真を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真(都道府県公安委員会規則で定める場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる書類)を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

一 当該申請に係る運転経歴証明書(当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)

二 申請用写真